

特定非営利活動法人世界日本酒文化交流協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人世界日本酒文化交流協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内外の一般市民、訪日外国人その他日本酒及びこれに関連する日本文化に関心を有する不特定多数の者に対して、日本酒及びこれに関連する日本文化に関する多言語による情報発信、講座及び交流の機会の提供、酒蔵その他の地域文化資源に関する情報提供及び見学案内補助、調査研究、翻訳、広報等の事業を行い、日本酒文化及び地域文化への理解の促進並びに国際交流の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 多言語による日本酒及びこれに関連する日本文化に関する情報発信事業
- (2) 酒蔵その他の地域文化資源に関する情報提供事業
- (3) 日本酒及びこれに関連する日本文化に関する講座、勉強会、交流会等の開催事業
- (4) 酒蔵見学その他地域文化資源の見学に関する案内補助事業
- (5) 日本酒及びこれに関連する日本文化に関する調査研究、翻訳及び広報事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、

理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人

の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 2 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定された法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NP0法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	上野	綾
副理事長	益田	泰子
理事	李	珮瑄
監事	松本	三由紀

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2事業年度終了後の通常総会が終結するまでとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日からその年の12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	0円	0円
② 年会費	1,000円	1,000円
(2) 賛助会員		

① 入会金	0 円	0 円
② 年会費	3,000 円	3,000 円

役員名簿

特定非営利活動法人世界日本酒文化交流協会

役 名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	うえの あや		無
	上野 綾		
理事 (副理事長)	ますだ やすこ		無
	益田 泰子		
理事	り ぺいしやん		無
	李 珮瑄		
監事	まつもと みゆき		無
	松本 三由紀		

設立趣旨書

1 趣 旨

世界日本酒文化交流協会は、海外の人々に向けて、日本酒及び関連する日本文化について、正確で継続的な情報に触れられる機会を広げ、理解と交流を促進することを目的として設立するものです。

日本酒への関心は海外においても広がりを見せている一方、外国語で得られる情報には限りがあり、酒蔵・酒文化・歴史・背景等について継続的かつ分かりやすく伝える仕組みは十分に整備されているとは言い難い状況です。また、訪日外国人にとっても、酒蔵等に関する情報へ適切にアクセスしにくい面があります。

当協会はこれまで、サイト及び SNS を通じた多言語による情報発信を行うとともに、韓国、タイ及び台湾において、日本酒市場、展示会及び業界動向に関する調査並びに現地の業界関係者及び業界団体への聞き取り及び交流を実施してきました。当協会は、こうした課題に対し、サイト及び SNS を中心とした多言語による日本酒・文化情報の発信、インバウンド向け酒蔵情報の発信、講座・交流、見学案内補助、国内外における日本酒市場、展示会及び業界動向等に関する調査研究、翻訳及び広報等の活動を行い、必要に応じて海外の業界関係者との交流を通じて、不特定多数の人々に向けた文化普及、情報提供及び交流の促進に取り組めます。特に灘五郷を含む神戸市は、日本酒文化に関する歴史と蓄積を有しており、当協会はこの地域資源を基盤に、神戸を拠点として日本酒及び関連文化の情報発信と交流の機会を国内外に広げることを目指します。

今回、法人として申請するに至ったのは、これらの活動を継続的かつ適正に実施するためには、任意団体としての活動のみではなく、対外的な信用・継続性・運営の透明性及び社会的責任を明確に備えた組織体制が必要であり、法人格を取得して、明確な目的のもとで安定的に活動を継続できる基盤を整える必要があると判断したためです。また、当協会の活動は、営利を目的とするものではなく、不特定多数の人々に対する文化普及、情報提供及び交流の促進を図るとともに、多くの人々の参画と協力を得ながら進めることが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人として法人化することが、その目的及び活動の性格に照らして適切であると考えに至りました。

法人化することによって、明確な目的と責任ある組織体制のもとで活動を継続的かつ適正に実施することが可能となり、オンラインを中心とした多言語発信、講座・交流、見学案内補助、調査研究、翻訳及び広報を通じて、日本酒及び関連文化への理解促進と交流の機会を広く社会に提供し、市民公益の増進に貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

2024 年 6 月	発起人による準備開始
2024 年 12 月	任意団体として、サイトや SNS を通じた多言語による情報発信を開始
2025 年 3 月	韓国における日本酒市場の調査のため訪韓し、業界関係者への聞き取り及び交流を実施
2025 年 5 月	ソウルで開催された「SEOUL SAKE FESTIVAL 2025」を視察し、業界関係者への聞き取り及び交流を実施
2025 年 8 月	タイで開催された「KANPAI THAILAND 2025」及び「Sake Week Thailand 2025」を視察し、業界関係者への聞き取り及び交流を実施
2025 年 11 月	「2025 台北国際酒展」を視察し、台北、台中、台南及び高雄において、現地の業界関係者及び業界団体への聞き取り及び交流を実施
2025 年 12 月	会員間で法人化の意思確認
2026 年 3 月 15 日	設立総会開催

令和 8 年 3 月 15 日

特定非営利活動法人世界日本酒文化交流協会
設立代表者

氏名 上野 綾

令和 8 年度事業計画書

特定非営利活動法人世界日本酒文化交流協会

1. 基本方針

当協会は、海外の人々に向けて日本酒及び関連する日本文化について、正確で継続的な情報に触れられる機会を広げ、理解と交流を促進することを目的として設立します。

設立初年度は、任意団体として開始しているサイト及び SNS を中心とした多言語による情報発信を基盤に、理解促進と交流機会の拡大に向けた取組を進めるとともに、国内外における日本酒市場、展示会及び業界動向等に関する情報収集及び調査研究並びに必要なに応じた情報提供を行い、神戸を拠点として国内外へ情報発信と交流機会を広げます。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施時期・ 回数等	実施場所	受益対象者及び 予定人数	収益見込 (千円)
(1) 多言語による日 本酒及びこれに 関連する 日本文化に関す る情報発信事業	公式サイト及び SNS 等 (Facebook、 Instagram、X、 Threads) を活用し、日 本語、英語、韓国語、 繁体字中国語、タイ語 その他必要に応じた言 語で、国内の酒蔵等に関 する公式情報及び海外 業界関係者の公式情 報の紹介・再発信、関 連情報の翻訳紹介、日 本酒及び地域文化の紹 介、イベント案内等の 情報発信を行います。 連動可能な媒体は相互 に連携して活用しま す。	通年 公式情報等の再 発信は随時実施 し、翻訳を伴う 情報発信は月 4 回程度行いま す。	オンライン	海外の日本酒関心 層、訪日外国人、 国内外の一般市民 その他関心を有す る者 年間延べ約 140,000 人	0
(2) 酒蔵その他の地 域文化資源に関 する 情報提供事業	酒蔵その他の地域文化 資源に関し、日本語、 英語、韓国語、繁体字 中国語、タイ語その他 必要に応じた言語で、 必要に応じて、周辺観 光、アクセス、見学時 の参考情報その他の基 本的な案内情報に加 え、海外市場や展示会 等に関する基本的な情 報を、既存の情報発信 に付随して補足的に提 供します。運営体制の 整備状況に応じて、提 供内容の充実を図りま す。	通年 必要に応じて随 時実施し、年 10 回程度行いま す。	オンライン	海外の日本酒関心 層、訪日外国人、 国内外の一般市民 その他関心を有す る者 年間延べ約 11,000 人	0

(3) 日本酒及びこれに関連する日本文化に関する講座、勉強会、交流会等の開催事業	日本酒及びこれに関連する日本文化に関し、海外団体及び業界関係者との交流会を実施し、海外市場や展示会等に関する意見交換を行うとともに、海外関係者との打ち合わせを踏まえて、講座、勉強会等の開催に向けた企画を進めます。	通年 年1回程度行います。	オンライン、韓国、台湾、タイ、その他必要に応じた場所	海外の日本酒関心層 年間延べ約10人	0
(4) 酒蔵見学その他地域文化資源の見学に関する案内補助事業	酒蔵見学その他地域文化資源の見学に関し、見学に必要な酒蔵巡りマップその他の見学支援資料、注意事項、近隣観光情報、近隣の兵庫県産日本酒が飲める飲食店及び酒販店等に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて、現地集合・現地解散による予約制の日帰り見学案内を行います。	通年 年1回程度行います。	兵庫県内その他必要に応じた場所	訪日外国人その他日本酒及び地域文化に関心を有する者 年間延べ約10人	10
(5) 日本酒及びこれに関連する日本文化に関する調査研究、翻訳及び広報事業	日本酒及びこれに関連する日本文化に関し、国内外における日本酒市場、展示会及び業界動向等を含む情報収集及び調査研究を行うとともに、その内容の翻訳及び広報を行います。	通年 必要に応じて随時行います。	国内外	国内外の日本酒及びこれに関連する日本文化に関心を有する者 年間延べ約5,000人	0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 年1回

②理事会 年3回

(2) 事務局体制

事務局長：李 珮瑄

(3) 日本酒及びこれに関連する日本文化に関する講座、勉強会、交流会等の開催事業	日本酒及びこれに関連する日本文化に関し、海外団体及び業界関係者との交流会を行い、海外市場や展示会等に関する意見交換を行うとともに、講座、勉強会等を実施します。	通年 年3回程度行います。	オンライン、韓国、台湾、タイ、その他必要に応じた場所	海外の日本酒関心層 年間延べ約30人	0
(4) 酒蔵見学その他地域文化資源の見学に関する案内補助事業	酒蔵見学その他地域文化資源の見学に関し、見学に必要な酒蔵巡りマップその他の見学支援資料、注意事項、近隣観光情報、近隣の兵庫県産日本酒が飲める飲食店及び酒販店等に関する情報提供を行うとともに、必要に応じて、現地集合・現地解散による予約制の日帰り見学案内を行います。	通年 年2回程度行います。	兵庫県内その他必要に応じた場所	訪日外国人その他日本酒及び地域文化に関心を有する者 年間延べ約20人	20
(5) 日本酒及びこれに関連する日本文化に関する調査研究、翻訳及び広報事業	日本酒及びこれに関連する日本文化に関し、国内外における日本酒市場、展示会及び業界動向等を含む情報収集及び調査研究を行うとともに、その内容の翻訳及び広報を行います。	通年 必要に応じて随時行います。	国内外	国内外の日本酒及びこれに関連する日本文化に関心を有する者 年間延べ約6,000人	0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 年1回

②理事会 年3回

(2) 事務局体制

事務局長：李 珮瑄

令和8年度活動予算書

成立の日から令和8年12月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	10,000		
賛助会員受取会費	0		
		10,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	421,000		
		421,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
多言語による日本酒及びこれに関連する日本文化に関する情報発信事業	0		
酒蔵その他の地域文化資源に関する情報提供事業	0		
日本酒及びこれに関連する日本文化に関する講座、勉強会、交流会等の開催事業	0		
酒蔵見学その他地域文化資源の見学に関する案内補助事業	10,000		
日本酒及びこれに関連する日本文化に関する調査研究、翻訳及び広報事業	0	10,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			441,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金	6,000		
消耗品費	5,000		
印刷費	10,000		
通信費	0		
保険料	1,000		
会場費	0		
会議費	20,000		
旅費交通費	399,000		
その他経費計	441,000		
事業費計		441,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		

人件費計			
(2) その他経費	0		
消耗品費	0		
印刷費	0		
通信費	0		
旅費交通費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			441,000
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

特定非営利活動法人世界日本酒文化交流協会

令和9年度活動予算書

令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	10,000		
賛助会員受取会費	0	10,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	567,000	567,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
多言語による日本酒及びこれに関連する日本文化に関する情報発信事業	0		
酒蔵その他の地域文化資源に関する情報提供事業	0		
日本酒及びこれに関連する日本文化に関する講座、勉強会、交流会等の開催事業	0		
酒蔵見学その他地域文化資源の見学に関する案内補助事業	20,000		
日本酒及びこれに関連する日本文化に関する調査研究、翻訳及び広報事業	0	20,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			597,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金	12,000		
消耗品費	10,000		
印刷費	20,000		
通信費	0		
保険料	2,000		
会場費	0		
会議費	30,000		
旅費交通費	523,000		
その他経費計	597,000		
事業費計		597,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		

人件費計		0	
(2) その他経費			
消耗品費		0	
印刷費		0	
通信費		0	
旅費交通費		0	
光熱水費		0	
保険料		0	
会議費		0	
租税公課		0	
その他経費計		0	
管理費計		0	
経常費用計			597,000
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0